

○吉川市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関し必要な調査、研究及び審議をするため、吉川市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 吉川市教育委員会の委員
- (3) 吉川市農業委員会の委員
- (4) 公共的団体等の推薦を受けた者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 地域の代表者
- (7) 市長が認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から策定終了日までとする。

2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策室において所掌する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第46号抄)

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。